

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	多良木町 介護保険料賦課及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多良木町は、介護保険料賦課及び徴収に関する事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

多良木町長

公表日

令和3年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険料賦課に係る情報により、保険料決定(変更)、徴収、還付、滞納整理業務及び税控除・保険料納付証明書等を発行する事務。 【番号法別表第一に関する事務】 ①介護保険料の賦課又は徴収に関する事務。 ②介護保険料の減免、徴収猶予に関する事務。 【番号法別表第二に関する事務】 ①被保険者の生活保護関係情報及び住所地特例対象施設への入所又は入居関係情報を照会。 ②被保険者及びその世帯に属する者の地方税関係情報、住民票関係情報を照会する。 ③被保険者の介護保険料賦課及び徴収に関する情報提供を行う。 ※介護保険料の賦課事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル、介護保険料ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94) 【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に評価書記載の事務が含まれる項 (93・94) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 ※別表第二の30、33、39、58、90項については主務省令未公布。 【主務省令における情報照会の根拠】 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	多良木町 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	多良木町総務課 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地 TEL 0966-42-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	多良木町総務課 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地 TEL 0966-42-6111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]